

第1 安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するため、子育てに関する支援策を充実させるなど、総合的な子ども・子育て支援を推進する。

1 子ども手当の充実

2兆77億円(1兆4,722億円)

うち、給付費分：1兆9,479億円（1兆4,556億円）
事務費分： 99億円（ 166億円）
現物サービス分： 500億円（新規）

子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成23年度予算に計上するとともに、平成23年度分の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する（給付費分1兆9,479億円、事務費分99億円、現物サービス分500億円）。

給付費総額 2兆9,356億円*1*2

*1 上記のうち、国負担分2兆2,077億円（厚生労働省予算1兆9,479億円、国家公務員分560億円、地方特例交付金2,038億円）

*2 上記のうち、平成23年度上積み分給付費2,085億円（全額国費、10か月分）を含む（12ヶ月分の場合約2,500億円）。

現金給付に関しては、

- ① 3歳未満の子ども一人につき月額20,000円を、3歳以上中学校修了までの子ども一人につき月額13,000円を支給する。
- ② 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
- ③ ②以外の費用については、全額を国庫が負担する。

地方が地方独自の子育て支援サービス（現物サービス）や待機児童対策（最低基準を満たす認可外保育施設への支援等）を新たに実施するために使えるよう、次世代育成支援対策交付金を改組し、新たな交付金を設ける（500億円）。

（注1）保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費については本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとし、実効性が上がるような取組を行う。

（注2）支給対象となる子どもは、留学中の場合等を除き、国内に居住していることを要件とする。

（注3）児童養護施設に入所している子ども等についても、法律に基づき支給する。

（注4）所得制限は設けない。

（注5）公務員については、所属庁から支給する。

（注6）現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。

（注7）平成24年度以降における子ども手当の支給については、平成24年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて所要の法律案を平成24年通常国会に提出する。

2 待機児童の解消に向けた保育サービスと放課後児童対策の充実 4,408億円(4,155億円)

(1)待機児童解消策の推進など保育サービスの充実

4,100億円(3,881億円)

待機児童の解消を図るため、保育所等の受入児童数の拡大を図るとともに、保護者や地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供するため、家庭的保育（保育ママ）や延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育などの充実を図る。

また、平成22年11月29日に取りまとめられた「待機児童ゼロ特命チーム」の「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」を推進するため、現物サービスを拡大するための新たな交付金（再掲、新規500億円）のうち100億円程度を充てるとともに、22年度補正予算で1,000億円を追加した「安心こども基金」（23年度末までカバー、都道府県に設置）から100億円程度を施設整備等に充てるこにより、23年度は計200億円程度を措置する。

(2)放課後児童対策の充実

308億円(274億円)

総合的な放課後児童対策（放課後子どもプラン）の着実な推進を図るとともに、保育サービスの利用者が就学後に引き続きサービスを受けられるよう、放課後児童クラブの箇所数の増（24,872箇所→25,591箇所）や開設時間の延長の促進など、放課後児童対策の拡充を図る（「小1の壁」の解消）。

3 出産に関わる経済的負担の軽減

92億円(182億円)

出産育児一時金について、支給額を原則42万円とするとともに、医療機関等へ直接支払う「直接支払制度」を改善し、妊産婦の経済的負担を軽減する。

※ このほか、妊婦健診について、14回分の事業の公費負担に係る積算額は、1人あたり12万円程度（地方財政措置分を含む）。

4 母子保健医療対策の充実

333億円(317億円)

(1)不妊治療等への支援【一部特別枠】

99億円(81億円)

医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る（従来1回あたり15万円を年2回、通算5年までのところを、1年目は年3回まで対象回数を拡大（通算5年、通算10回を超えない））などの支援を行う。

（参考）【平成22年度補正予算】

○妊婦健診に対する公費助成の継続

111億円

平成22年度補正予算において積み増しを行い、平成23年度も継続する妊婦健康診査支援基金により、引き続き、妊婦が必要な回数（14回程度）の健診が受けられるよう支援する。

(2)小児の慢性疾患等への支援

161億円(147億円)

小児期における小児がんなどの特定の疾患の治療の確立と普及を図るとともに、患者家庭の医療費の負担を軽減する。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

(3)周産期医療体制の充実(後述・44ページ参照)

71億円(87億円)

5 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

1,887億円(1,799億円)

(1)ひとり親家庭の就業・生活支援等の推進

36億円(36億円)

母子家庭等の自立を推進するため、地域の実情に応じた就業支援・生活支援の事業を推進する。また、ハローワーク等と連携し、個々の家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する事業については、父子家庭についても当該事業の対象にするなどの充実を図る。

(2)マザーズハローワーク事業の拡充

22億円(21億円)

事業拠点の増設（163箇所→168箇所）等、マザーズハローワーク事業を拡充する。

(3)自立を促進するための経済的支援

1,819億円(1,729億円)

ひとり親家庭の自立を支援するために児童扶養手当を支給する。また、母子家庭や寡婦の自立を促進するため、技能取得等に必要な資金の貸付けを行う「母子寡婦福祉貸付金」による経済的支援を行う。

6 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

915億円(897億円)

(1)虐待を受けた子ども等への支援

859億円(841億円)

①地域における体制整備

市町村における児童虐待防止対策の推進を図るため、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」等について引き続き支援を行うとともに、相談対応職員の専門性の向上等を図る。

②児童相談所の機能強化

児童相談所の専門性を高めるため、弁護士、警察官OBなどの雇い上げや家族再統合のための支援などを促進する。

③児童家庭支援センターの拡充

子どもや保護者への相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの箇所数を増加させる（104箇所→108箇所）とともに、当該センターにおける心理療法担当職員による支援体制の強化を図る。

④要保護児童等に対する社会的養護の充実

856億円(838億円)

虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する児童養護施設等や里親について受け入れ児童数の拡大を図るとともに、施設におけるケア単位の小規模化等を推進する。

(2)配偶者からの暴力(DV)防止

56億円(56億円)

婦人相談所の指導的立場にある職員への研修体制を充実させるとともに、当該相談所における一時保護委託の充実を図る。

7 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備 97億円(98億円)

両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、短時間勤務者や育児休業取得者等に関する処遇等のベストプラクティスの普及等を行うとともに、賃金等の処遇や代替要員の配置等の雇用管理改善に向けたアドバイスを行う両立支援アドバイザー（仮称）（新規）を都道府県労働局に配置（107人）する。

また、両立支援に取り組む事業主に対し、中小企業に重点を置いて助成金を支給するとともに、「イクメンプロジェクト」の実施により男性の育児休業取得を促進する社会的な気運を醸成する。

(参考)【平成22年度補正予算】

○保育サービス等の基盤の整備と児童虐待の防止等	968億円
平成22年度補正予算により「安心こども基金」を積み増すとともに、事業実施期限を平成23年度末まで延長する。	
・保育サービス等の充実	568億円
待機児童の解消を目指す「子ども・子育てビジョン」の目標達成に必要な保育所の整備事業等を実施する（年間約5万人の受入れ定員増等）。	
・すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実	300億円
地域の創意工夫による地域の子育て力を育む取組や体制整備等を充実する。	
・児童虐待防止対策の強化	100億円
子どもの安全確認の強化のための児童相談所や市町村の補助職員の雇い上げや広報啓発、児童相談所や市町村の職員の資質の向上などを実施する。	